

## 香川海区漁業調整委員候補者選定基準

香川海区漁業調整委員選定委員会は、次の順序及び基準により香川海区漁業調整委員会の委員の候補者(以下「候補者」という。)を選定するものとする。

### 1 選定の順序

候補者の選定は、次の順序により行う。

- (1) 漁業法及び香川海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱で定める欠格要件に該当する者を除外する。
- (2) 漁業者委員については、漁業法第138条第5項で定める要件に該当しない者を除外する。
- (3) 海区委員と兼職を禁止されている職にある者で、任命予定日以降その職を辞する意思が無い者を除外する。
- (4) 2に定める選定基準により候補者を次に上げるとおり選定する。
  - ①漁業者委員については、10人の者を候補者とする。
  - ②学識委員並びに中立委員については、5人の者を候補者とする。
- (5) (1)～(4)により選定した合計15人の者を、候補者として知事に報告する。

### 2 選定基準

選定委員は、推薦書又は応募申込書に記入された内容等に基づき、別に定める評価表により評価点数を付し、被評価者を評価する。

被評価者の評価点数は、全ての選定委員の評価点数を合計したものとし、評価点数が上位の者から順に選定する。

なお、漁業者委員については、漁業法第138条第5項後段の規定を踏まえ、地区に著しい偏りが生じないように配慮する。

### 附 則

この基準は、令和2年8月28日から実施する。